

## 藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の地域経済の活性化を図るため、商店街区域及びその他の指定区域（以下「商店街区域等」という。）内の空き店舗等や空き家等を活用して開業するもの、商店街区域等の区域内に自らが所有する未活用空き店舗等や未活用空き家等をテナント物件に変更するもの又は商店街区域等の区域内の空き店舗等や空き家等を集客や商業地を活性化させる事業の実施を目的とした施設等として活用する本市内の商店街若しくはその連合体であるものに対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街区域 商店街振興組合が存在する商店街の区域にあつては組合の定款に定める区域をいい、商店街振興組合以外の商店街組織が存在する商店街の区域にあつては、市長が別に定める区域をいう。
- (2) その他の指定区域 別図に定める区域（商店街区域を除く。）をいう。
- (3) 空き店舗等 以前に小売業、飲食業若しくはサービス業（以下「商業等」という。）の用に供され営業していた施設又は現に営業している商業施設の空き区画若しくは店舗の空きスペースで次に掲げる条件を全て満たす施設等をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他法令に違反しないものに限る。

ア 当該施設等が、補助金の交付申請がされた時点において、いかなる用途にも使用されていないこと

イ 当該施設等の所有者から直接借り受けること又は所有者から直接購入することが予定されている施設等であること

- (4) 空き家等 個人が所有権を有し又は有していた、居住を用途とする一戸建ての住宅のうち、人が現に居住していないものをいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他法令に違反しないものに限る。

ア 当該施設等が、補助金の交付申請がされた時点において、いかなる用途にも使用されていないこと。

イ 当該施設等の所有者から直接借り受けること又は所有者から直接購入する

ことが予定されている施設等であること。

(5) 新規出店者 商店街区域等の区域内の空き店舗等や空き家等に出店しようとする個人、法人又はその他の団体で次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する営業を行おうとするもの

イ 静岡県消費生活条例（平成 11 年静岡県告示第 35 号）第 25 条第 1 項の規定による不当な取引行為の指定（平成 11 年静岡県告示第 355 号）に定める営業活動を行おうとするもの

ウ 空き店舗等所有者、当該所有者と生計を一にする者若しくは 2 親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人その他の団体（空き店舗等や空き家等を購入する場合を除く。）

エ 市税（空き店舗等への出店に当たり、市外から転入するものにあつては、転入前の市町村に対する市町村税）を滞納しているもの

オ 現に商店街区域等の区域内で行っている事業を廃止するもの

カ 開業に際し必要な許認可、資格等を取得していないもの

キ その他市長が不相当と認める営業を行おうとするもの又は行っているもの

(6) 未活用空き店舗等所有者 商店街区域等の区域内に存する空き店舗等の所有者（商店街区域にあつては当該区域の商店街組織に属する者に限る。）であつて、その者が補助金の交付申請をした時点において当該空き店舗等がテナント物件となっていないものを所有する者

(7) 改装費 新規出店者が開業し、又は未活用空き店舗等所有者が新規出店者を入居させるためのテナント物件とするために負担する壁面、可動できない設備等空き店舗等の内装の設備に係る工事費及び玄関、ショーウィンドウ、可動できない店舗看板等空き店舗等の外観の整備に係る工事費（それらの工事費に対応するこの要綱に基づく補助金以外の補助金を受ける場合には、それらの工事費からその補助金に相当する額を控除した額）とする。

（補助対象事業の要件）

第 3 条 補助の対象は、次に掲げる事業で、市長が適当と認める事業とする。

(1) 本市内の商店街又はその連合体であるものが、商店街区域等の区域内の空き店舗等を、集客や商業地を活性化させる事業の実施を目的とした施設として 2 年以上継続して活用する事業

(2) 次に掲げる事業であつて 2 年以上継続して実施される事業

ア 公益法人、特定非営利活動法人又はその他市長が認める団体が新規出店者（商店街区域に出店する場合は、商店街団体の組織に加入する新規出店者に限る。イにおいて同じ。）として自らの事業、活動の実施を目的として、地域社会の福祉増進、コミュニティ形成、学校教育の推進等公益増進に寄与する施設等として活用する事業

イ 新規出店者が、午前 10 時から午後 5 時までの時間帯に営業活動を行い、にぎわいの創出に寄与すると認められる店舗として活用する事業

ウ 未活用空き店舗等所有者が新たに新規出店者を入居させるために、自ら所有する空き店舗区等をテナント物件（午前 10 時から午後 5 時までの時間帯に営業活動を行い、にぎわいの創出に寄与する店舗とされる見込みのものに限る。）に変更する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

3 この要綱以外の本市の制度に基づく補助金の交付を受けて実施する事業については、補助の対象としない。

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち改装費とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内（1, 0 0 0 円未満の端数があるときにはこれを切り捨てた額）で 5 0 万円又は市内事業者への発注額のいずれか少ない額を上限とする。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第 2 号様式）

(2) 収支予算書（第 3 号様式）

(3) 施設利用に係る契約書の写し（第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号ア若しくはイに該当する場合に限る。）

- (4) 履歴書（新規出店者が個人の場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書又はこれに準ずる書類（新規出店者が法人又はその他の団体の場合に限る。）
- (6) 開業時の改装にかかる図面及び見積書並びに改装前の店舗内および店舗周辺の写真
- (7) 新規出店者又は未活用空き店舗等所有者（それらの者が法人の場合にあっては、新規出店者又は未活用空き店舗等所有者及びその代表者）の市税完納証明書又はそれに代わる書面
- (8) 当該空き店舗等の属する商店街の意見書（第4号様式。商店街区域への出店の場合に限る。）
- (9) 藤枝商工会議所又は岡部町商工会の経営指導員による意見書（第5号様式）
- (10) 全ての建物権利者の同意書（第6号様式。複数の権利者がいる場合に限る。）
- (11) 土地の所有者の同意書（第7号様式。建物と土地の所有者が異なる場合に限る。）
- (12) 藤枝市商業立地ガイドラインに基づく確認書（第8号様式）
- (13) その他市長が必要と認める資料

2 前項に規定する申請書等は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があった場合にはその内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、その旨を交付決定通知書（第9号様式）により、当該申請を行った者に通知する。

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
  - イ 補助事業の経費の配分又は事業内容について変更しようとする場合。ただし、補助額の変更がない場合で、経費の配分については、対象事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 市長が、補助事業について必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示

を行った場合には、速やかに報告をし、調査に協力し、又は指示に従わなければならないこと。

- (4) 商店街区域への出店の場合は、補助金交付日から1年間は商店街活動に参加すること。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ計画変更申請書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
  - (2) 変更収支予算書（第3号様式）
  - (3) 当該空き店舗等の属する商店街の意見書（第4号様式。事業の内容を大幅に変更する場合）
  - (4) 藤枝商工会議所又は岡部町商工会の経営指導員による意見書（第5号様式。事業の内容を大幅に変更する場合）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (変更等の承認決定)

第10条 市長は、変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第11号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該事業を完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第12号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第3号様式）
  - (2) 改装後の店舗内及び店舗周辺の写真
  - (3) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写
  - (4) 建物登記簿謄本（空き店舗等や空き家等を購入する場合に限る。）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合には、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第13号様式）により、補助事業者

に通知するものとする。

(請求)

第13条 補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第14条 補助金は、当該事業が完了したことを確認し、前条に定める請求があった後に交付する。

2 第3条第1項第2号ウに該当する場合は、テナント物件になった時点をもって事業の完了とする。

(交付の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

(2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不相当と認めたとき。

(補則)

第16条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 藤枝市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱(平成20年藤枝市告示第69号)は、廃止する。

3 平成21年度において前項の規定による廃止前の藤枝市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱により補助を受けた者の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から施行する。

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付申請書

年度において藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金を交付されるよう  
関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

店 舗 名		補助希望額	円
-------	--	-------	---

2 空き店舗等の概要

申 請 種 別	空き店舗 ・ 商業施設の空き区画 店舗の空きスペース ・ 空き家
所 在 地	
所有者住所	
所有者氏名	
面 積	全体： （店舗： その他： ）
使用終了後経過期間	
賃借料月額 (賃貸の場合)	円
その他契約条件	

3 添付書類

- 事業計画書（第 2 号様式）
- 収支予算書（第 3 号様式）
- 施設利用に係る契約書の写（要綱で定める要件に該当する場合）
- 履歴書（要綱で定める要件に該当する場合）
- 登記事項証明書又はこれに準ずる書類（要綱で定める要件に該当する場合）
- 開業時の改装にかかる図面及び見積書並びに改装前の店舗内および店舗周辺の写真
- 市税完納証明書（要綱で定める要件に該当する場合）
- 当該空き店舗等が属する商店街の意見書（第 4 号様式。商店街区域への出店の場合に限る）
- 藤枝商工会議所もしくは岡部町商工会の経営指導員による意見書（第 5 号様式）
- 全ての建物権利者の同意書（第 6 号様式。要綱で定める要件に該当する場合）
- 土地の所有者の同意書（第 7 号様式。要綱で定める要件に該当する場合）
- 藤枝市商業立地ガイドラインに基づく確認書（第 8 号様式）
- その他市長が必要と認める資料



第2号様式（第6条、第9条関係）（1枚目）

事業計画書①（変更事業計画書①）

新規出店者・未活用空き店舗等所有者の概要	氏名または商号		業種	
	連絡先	住所：		
		電話：		
	従業者数			
開業に関する経験				
事業計画（未活用空き店舗等所有者は2・4・8・10を記入）	1 開業の動機			
	2 事業の内容			
	3 事業の特色 (セールスポイント)			
	4 事業の将来目標			
	5 店舗決定理由			
	6 販売計画			
	7 仕入計画			
	8 設備計画			
	9 要員計画			
	10 開業予定日及び 営業予定時間			

※事業計画、変更事業計画の別を見え消しすること

※未活用空き店舗等所有者の場合、事業計画等はテナント物件となる予定日を記入

第2号様式（第6条、第9条関係）（2枚目）

事業計画書②（変更事業計画書②）

開業時の資金計画表

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	店舗等	自己資金	
			その他	
運転資金	2	機械装置・備品等	金融機関からの借入額	
		開業に必要な商品の仕入代金・経費等	補助金（市・県等区分を分けて記入） ・市補助金	
合計			合計	

損益計画表

科目		当初	3年後	備考
売上高①				
売上原価②				
売上総利益③（①－②）				
経費	人件費			
	家賃			
	減価償却費④			
	支払利息			
	その他			
経費合計⑤				
利益⑥（③－⑤）				
返済可能額（④＋⑥）				
借入金返済額				

※事業計画、変更事業計画の別を見え消しすること

第3号様式（第6条、第9条、第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

科 目	予算額 (変更予算額) (決算額)	摘 要
合 計		

2 支出の部

科 目	細 目	事業に要する経費		補助対象となる経費		摘 要
		予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	
合 計						

備考 収支予算書、変更収支予算書又は収支決算書の別に応じ不要な文字を見え消しすること

第4号様式（第6条、第9条関係）

藤枝市長

宛

団体名：

代表者名：

藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付申請（変更申請）に  
係る意見書（商店街）

申請内容の事業計画及び収支予算（変更事業計画及び変更収支予算）の内容につ  
きまして確認したところ、商店街のにぎわいの創出に寄与すると認められますので、  
報告いたします。

《特記事項》

※交付申請、変更申請の別に応じ不要な文字を見え消しすること

第5号様式（第6条、第9条関係）

藤枝市長

宛

団体名：

代表者名：

藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付申請（変更申請）に係る意見書（商工会議所・商工会）

申請内容の事業計画及び収支予算（変更事業計画及び変更収支予算）の内容につきまして審査しましたので、下記のとおり報告いたします。

《特記事項》

経営指導員

所属：

氏名：

※交付申請、変更申請の別に応じ不要な文字を見え消しすること

第6号様式（第6条関係）

藤枝市長 宛

藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付申請（変更申請）に係る同意書（建物権利者）

申請者 が藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金を使用し、下記建築物の改修をすることに同意します。

【建築物の概要】

■所在地：藤枝市

■階数：地上 階・地下 階（店舗部分 階）

■建物用途：

■面積：延べ m<sup>2</sup>（店舗部分： m<sup>2</sup>）

権利者 住所  
（自署）氏名

権利者 住所  
（自署）氏名

権利者 住所  
（自署）氏名

第7号様式（第6条関係）

藤枝市長 宛

藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付申請（変更申請）に係る同意書（土地所有者）

申請者 が藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金を使用し、下記建築物の改修をすることに同意します。

【建築物の概要】

■所在地：藤枝市

■階数：地上 階・地下 階（店舗部分 階）

■建物用途：

■面積：延べ m<sup>2</sup>（店舗部分： m<sup>2</sup>）

土地所有者 住所

（自署）氏名

土地所有者 住所

（自署）氏名

土地所有者 住所

（自署）氏名

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

藤枝市商業立地ガイドラインに基づく確認書

私は、藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金の申請にあたり、下記エリアに求められる役割と地域貢献について努力します。

記

1. エリア区分表

番号	区分・該当地区	役割と地域貢献
1	<p><b>中心市街地活性化エリア （広域型商業地）</b></p> <p>青島地区：中心市街地活性化基本計画に定める区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の顔としての景観形成への協力</li> <li>・買い物弱者対策</li> <li>・まちむら交流への協力</li> <li>・商業関係団体への加入・連携</li> </ul>
2	<p><b>藤枝地区商業集積エリア （地域型商業地）</b></p> <p>藤枝地区：東海道沿いの商店街</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史を活かした景観形成への協力</li> <li>・商業関係団体への加入・連携</li> <li>・買い物弱者対策</li> <li>・コミュニティ空間としての商業機能</li> </ul>
3	<p><b>岡部地区商業集積エリア （観光型商業地）</b></p> <p>岡部地区：東海道沿いの商店街及び周辺商業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街道・文化地域の景観形成への協力</li> <li>・商業関係団体への加入・連携</li> <li>・買い物弱者対策</li> <li>・観光振興への協力</li> </ul>

2. 該当エリア（ ）



第 号  
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

イ 補助事業の経費の配分又は事業内容について変更しようとする場合。

ただし、経費の配分については、対象事業費の額の 20 パーセント以下の変更を除く。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 市長が、補助事業について必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行った場合には、速やかに報告をし、調査に協力し、又は指示に従わなければならないこと。

(4) 藤枝市商業立地ガイドラインに基づく求められる役割と地域貢献について努力すること。

前各号の他藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付要綱および関係法令等を遵守すること

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

藤枝市開業チャンス！応援事業計画変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市開業チャンス！応援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

- |        |   |
|--------|---|
| (1)変更後 | 円 |
| (2)変更前 | 円 |
| (3)差引額 | 円 |

4 添付書類

- (1)変更事業計画書（第2号様式）
- (2)変更収支予算書（第3号様式）
- (3)当該空き店舗等の属する商店街の意見書（第4号様式。ただし、事業の内容を大幅に変更する場合）
- (4)藤枝商工会議所又は岡部町商工会の経営指導員による意見書（第5号様式。ただし、事業の内容を大幅に変更する場合）
- (5)その他（変更収支予算の内訳が確認できる書類、見積書の写等）

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

第 号  
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市開業チャンス！応援事業計画変更承認書

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市開業チャンス！応援事業計画変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

(1)変更前	円
(2)変更後	円
(3)差引額	円

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

藤枝市開業チャンス！応援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市開業チャンス！応援事業が 年 月 日を以て完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

- (1)収支決算書（第 3 号様式）
- (2)改装後の店舗内及び店舗周辺の写真
- (3)補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写し
- (4)建物登記簿謄本（要綱で定める要件に該当する場合）
- (4)その他市長が必要と認める書類

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

第 号  
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した 年度藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金について、次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付確定額 円

第 1 4 号様式（第 1 3 条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定・決定を受けた藤枝市開業チャンス！応援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 様

所 在 地

名 称

代表者名

印

振込先

金融機関名（ ）支店名（ ）

口座種別

口座番号

フリガナ

口座名義